

薬局に受領委任する場合

【療養補償請求書（様式第6号）】1号紙に所定事項を記載し、薬局にも1号紙及び3号紙に必要事項を記入してもらって下さい。

請求書は、所属長及び任命権者を經由し基金へ提出することになります。

この場合、薬局への受領委任となりますので、療養費は基金から薬局へ直接支払われます。

なお、診療が長期にわたる場合、薬局の方では月単位で療養費の請求を行うことになると思われますので、その都度、受領委任による請求を行うことになります。

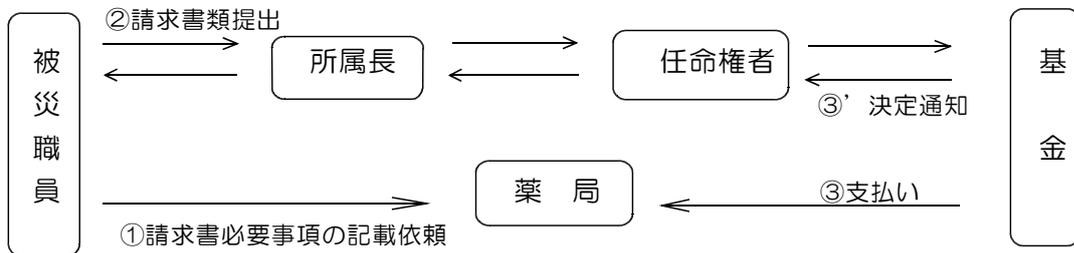
薬局への支払いの際は、任命権者を經由し被災職員へ通知します。

【必要書類】

▼【療養補償請求書様式第6号】1号紙・・・被災職員及び薬局で必要事項を記入

▼【療養補償請求書様式第6号】3号紙・・・薬局に必要事項を記入してもらう

1号紙に記載した調剤費について、薬局に所定事項の記入を依頼する。



受領委任とは

療養補償は、被災職員自身が基金へ請求し受領するものであり、本来ならば被災職員が診療費の全額を医療機関に支払った後、基金に対して療養補償の請求を行うこととなります。

しかし、これは被災職員に過分の負担を強いるものです。

このため、実務においては、被災職員が基金に対して療養補償の請求を行うものの、その受領を医療機関に委任することによって、一時的にせよ被災職員が費用の立替えを行わずに済む方法がとられています。